

(別紙)

都税に係る軽減措置の継続について

1 固定資産税等の軽減措置

対 象	経 緯	軽減の割合等
(1) 小規模住宅用地 (面積200㎡までの部分)	○創設 昭和63年度 ○目的 ・ 過重な負担の緩和	都市計画税 $\frac{1}{2}$
(2) 小規模非住宅用地 (面積400㎡以下の土地のうち200㎡までの部分)	○創設 平成14年度 ○目的 ・ 過重な負担の緩和 ・ 中小企業の支援	固定資産税 } 都市計画税 } 2割
(3) 商業地等 (負担水準が65%を超える商業地等)	○創設 平成17年度 ○目的 ・ 過重な負担の緩和	固定資産税 } 負担水準65%に 都市計画税 } 相当する税額まで軽減

※ 23区内の土地が対象です。

2 中小企業者向け省エネ促進税制

対 象	経 緯	軽減の割合等
地球温暖化対策報告書等を提出した中小企業者 (資本金1億円以下の法人、個人事業者等)	○創設 平成21年度 ○目的 ・ 中小企業者の省エネ・再エネ設備の取得を支援	法人事業税 } 設備の取得価額(上限 個人事業税 } 2千万円)の2分の1 ※事業税額の2分の1を限度

3 民有地を活用した保育所等整備促進税制

対 象	経 緯	軽減の割合等
認可保育所等のために有料で貸し付けられた土地のうち、一定の要件を満たすもの	○創設 平成29年度 ○目的 ・ 待機児童の解消	固定資産税 } 都市計画税 } 10割(5年度分)

※ 23区内の土地が対象です。